

せいび四季が丘保育園 個人情報管理規定

第1章 総則

(目的)

第1条

- 本規定は、せいび四季が丘保育園（以下「本園」という）が保有する個人情報の取り扱いに関する事項を定め、本園の責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に関する目的とする。

(定義)

第2条

- この規定における「個人情報」とは、本園の園児や、保護者、職員並びに本園に関わるその他のものに関する情報をいう。（個人の生活状況、生活環境等のプライベートに関すること）
- この規定における「個人情報」とは、本園の園児や、保護者、職員並びに本園に関わるその他のものに関する氏名・住所・電話番号・メールアドレス等で、特別の個人が識別されるものをいう。
- この規定における「記録文書」とは、本園において保有している個人情報を記録した文書・写真データ等をいう。

(責務)

第3条

- 本園は、個人情報の重要性を十分に認識し、個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 本園の職員等は、職務上知り得た個人情報、園の運営上の情報、保育技術、保育計画をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該職務を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理者)

第4条

- 本園は、この規定の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という）を置く。
- 管理者は本園園長をもって充てる。
- 管理者は、この規定に基づき、率先して個人情報管理に関する取り組みの推進に努めなければならない。

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集の制限)

第5条

- 個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な制限においてこれを行うものとする。
- 個人情報の収集は、思想・信仰、社会的差別の原因となる事項を調査すること目的に行ってはならない。
- 個人情報の収集は、保護者から、適切かつ公正な手段によって行わなければならぬ。ただし、次の次号のいずれかに該当するときは、第3者から収集することができる。
 - 法令の規定に基づくとき
 - 保護者の同意があるとき

- (3) 出版、報道等で公にされているとき
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、管理者が緊急かつやむを得ないと認める時
(利用および提供の制限)

第6条

1. 収集した個人情報は、定められた目的以外に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第3者に提供することができる。
 - (1) 法令の規定に基づくとき
 - (2) 保護者の同意があるとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、管理者が緊急かつやむを得ないと認める時
2. 管理者は、個人情報を取得した場合において、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、当該利用目的を保護者に通知し、又は公表しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。
 - (1) 利用目的を保護者に通知し、又は公表することにより保護者又は第3者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害するおそれがあるとき
 - (2) 国又は地方公共団体が法令を定める事務を遂行する必要がある場合であり、利用目的を保護者に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第3章 個人情報の管理等

(適正管理)

第7条

1. 管理者は、個人情報の漏えい、滅失、棄損及び改ざんの防止に関する必要な措置を講じなければならない。
2. 管理者は、個人情報をその目的に応じ、最新の状態に保つように努めなければならない。
3. 管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
4. 職員は管理者の承認なく、個人情報・記録文章を園外に持ち出し、あるいは第3者に提供してはならない。

(児童票、緊急連絡簿、個人指導計画等、個人が特定される書類は持ち出し厳禁)

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用においても同様で、園内で撮影された写真、本園の園児、保護者、職員に関する書き込みは禁止とする。

第4章 個人情報の開示

(自己情報の開示請求)

第8条

1. 管理者は、保護者から自己に関する個人情報について、開示を求められたらそれに対応する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、開示しないことができる。
 - (1) 開示の目的、利用が明確でないとき
 - (2) 開示請求の対象となる個人情報に、第3者の個人情報が含まれるとき
 - (3) 開示することにより、本園の業務適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき
 - (4) 保育帳簿、園児の個別記録等の開示は行わない

平成27年4月1日から実施する